



不安をあおつて契約させる 給湯器の点検商法に注意

点検商法とは、無料点検を口実に訪問し、消費者の不安をあり、その場で高額な契約をさせる手口です。

具体事例

いきなり業者が訪問し「ガス給湯器を無料で点検している」と言わされたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思つたが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなつたら大変だと思い、承諾してしまった。費用は約50万円だという。高額であり、不審感があるのでこの契約をやめたい。

アドバイス

突然訪問してきた業者に安易に点検させないようにしましょう。また、点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカーなどに相談しましょう。契約する場合は、複数社から見積りを取ることが大切です。契約してしまっても、クリーニング・オフできる場合があります。困ったときや悩んだときは消費生活センターに相談ください。

射水市消費生活センター（生活安全課内）
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後4時

52-17974

富山県消費生活センター高岡支所
(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5階)

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

消費者ホットライン 1188



20歳になったら国民年金

20歳になったら、国民年金に加入し保険料を納めることになります。

国民年金は、年をとった時や、いざという時の生活を、みんなで支えようという制度です。ご自身が高齢になり、働きなくなった時だけでなく、病気や事故で障害が残った場合などに年金を受け取ることができます。

20歳になってからおおむね二週間以内に案内が送付されますので、納付方法などを確認してください（すでに厚生年金や共済組合に加入している方には送付されません）。

保険料を未納のままにしておくと、年金の給付を受けられない場合があります。保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例」や「納付猶予」などの制度を利用して受けとる権利を確保しましょう。

学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請の際に、学生証の写し、または在学証明書が必要です。

問合せ先 保険年金課 51-6628

「ねんきんネット」をご活用ください！

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録から様々な条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

またマイナポータルと連携すると年金の申請や通知書の受け取りをオンラインですることも可能です。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

高岡年金事務所 21-4180（音声案内②→②番）

※5月26日から戸籍の記載事項に「氏名のフリガナ」が追加されました。フリガナの修正手続きをされた場合は年金の振込ができなくなる可能性があります。日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」（口座名義変更のご案内）が届いた場合は、金融機関の窓口などで口座名義（フリガナ）の変更手続きを行ってください。